平成３０年（フ）第１１６号
静岡県御殿場市茱萸沢1365番地　高杉アパート103、前住所静岡県御殿場市川島田1565番地の１　芹沢住宅６
債務者　飯嶋　蔦枝
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
静岡県御殿場市川島田702番地の１　フローラＳ201
債務者　藤田　博司
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１６０号
静岡県沼津市西沢田694番地の１　ブランシェゴトウＡ101、前住所静岡県下田市六丁目32番10号
債務者　青木　里衣
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
三重県松阪市駅部田町62番地３
債務者　中西　吟子
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第３６９号
京都市中京区六角通大宮西入因幡町112番地４、前住所大阪市東淀川区大隅１丁目３番９号
債務者　平井　卓治
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３８６号
京都府八幡市男山笹谷４番地４　男山レックスマンション403
債務者　澁谷　優里
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４６４号
京都市南区吉祥院定成町10番地　メビウス403
債務者　高橋　　渉
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４７１号
京都市西京区樫原岡南ノ庄４番地の１　樫原市営10棟301号
債務者　藤井　絹代
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４８９号
京都府向日市上植野町池ノ尻７番地の１　府営住宅上植野団地　１棟208号
債務者　髙橋　明子
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４９２号
京都市東山区新門前通大和大路東入西之町227番地４　榊原方
債務者　橋元真弓こと　ＪＥＯＮＧ　ＪＩＮＫＵＮＧ　鄭　　眞弓
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５２５号
京都府八幡市八幡小松44番地の５　第２棟404号、前住所京都府八幡市橋本西山本17番地１　ベルクオーレ橋本305号
債務者　倉澤　　稔
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５４７号
京都市右京区西院平町５番地１　アルバドール山双　508号室
債務者　明司　浩一
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５５０号
京都府京田辺市田辺蕪木22番地59、前住所大阪府豊中市中桜塚２丁目13番４号
債務者　満田　晴子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５７２号
京都市北区紫竹高縄町53番地３
債務者　足利　和美
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５７８号
京都市山科区大塚元屋敷町62番地17　メゾン斉藤301号室、前住所京都市山科区大塚西浦町８番地
債務者　桝本麻衣子
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
京都府舞鶴市字伊佐津441番地－Ａ号
債務者　加藤　吉信
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係